

令和2年5月22日配信

職員の懲戒処分について

下記のとおり懲戒処分を行いましたので、嬉野市職員の懲戒処分等の公表基準に基づき、公表します。

1. 事案の概要

嬉野市職員である当該職員は、令和2年1月25日（土）に佐賀市内交差点において対面信号機に気づかず赤信号の表示を看過し進行したため、過失により人身事故を起こしたことで、令和2年4月16日付けで佐賀簡易裁判所から罰金70万円の略式命令（過失運転致傷）が下されました。

2. 所属名、職名及び年齢

市民福祉部 子育て未来課 主任 （63歳・女性）

3. 処分年月日及び処分内容

令和2年5月22日付け 戒告

4. 処分の理由

地方公務員法第29条第1項第1号の規定により懲戒処分を行いました。

■市長コメント

これまで、交通法規の遵守や交通事故防止について機会ある度注意喚起を行ってきたところですが、この度当市職員が過失運転致傷により略式命令が下されたことは、誠に遺憾であり、市政に対する皆様の信頼を損ねる結果をまねき、心よりお詫び申し上げます。

今回、このような事態が起きたことを重く受け止め再発防に向け、職員一丸となって取り組んでまいります。

<お問い合わせ>

嬉野市役所 総務防災課

Tel 0954-66-9111